

中野区教育委員会会議録

令和5年第25回定例会

令和5年7月21日

中野区教育委員会

令和5年第25回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年7月21日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時03分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長
渡邊 健治

子ども政策担当課長 青木 大

指導室長 齊藤 光司

学務課長 佐藤 貴之

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第28号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
施行規則等の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 7月 8日 令和5年度中野地区合同進路相談会
② 7月14日 南中野中学校訪問

(2) 事務局報告

- ① 施設使用料の見直し方針（素案）について（子ども・教育政策課）
② 旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について（子ども・教育政策課）
③ 令和4年度中野区子どもの権利救済委員活動報告書について（子ども・教育政策課）
④ 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について（指導室）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第25回定例会を開会いたします。

初めに、令和5年7月8日付で、教育委員会事務局幹部職員の人事異動がございましたので、事務局からご報告願います。

教育委員会事務局次長

令和5年7月8日付の教育委員会事務局幹部の人事異動についてご報告をいたします。

教育委員会事務局次長に、私、石崎公一が着任いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

幹部の人事異動報告については以上でございます。

入野教育長

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、村杉委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件、第28号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第28号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」ほか2件の改正につきましてご説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、令和5年第2回区議会定例会にて議決されました「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正に伴い、教育委員会で所管している関連規則、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」「中野区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則」及び「中野区立小学校

及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正について、教育委員会にお諮りするものです。

また、パートナーシップ関係にある者に関連した育児、または介護を行う職員の深夜勤務の制限、育児時間、介護休暇及び住居手当の取扱いを定めることにより、パートナーシップ関係にある者と配偶者を同等とみなし、職員の処遇改善を図ります。

では、各規則の改正内容について、新旧対照表を添付しておりますので、そちらをごらんください。

まず、幼稚園教育職員の勤務時間条例施行規則です。

育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限について、幼稚園教育職員の勤務時間条例第11条が改正されたところですが、本規則第8条においても同様に、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定いたします。また、要介護者を介護する職員に関し用いられている「親族関係」の語句を幼稚園教育職員の勤務条例第18条第1項に規定する「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」に改め、職員との親族関係にない人物、パートナーシップ関係の相手方に関わる諸人物も対象とすることを定めているものでございます。

また、2点目といたしましては、育児時間の取得の要件のうち、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定いたします。

3点目といたしましては、パートナーシップ関係の相手方が、その介護のために介護休暇を取得することができる要介護者となるための要件について、規定を整備いたします。本規則第30条第1項第1号の「祖父母」、第2号の「兄弟姉妹」、第3号の「孫」に、第8号の「パートナーシップ関係の相手方」及び第9号の「パートナーシップ関係の相手方の父母」を追加することを定めております。

続きまして、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則です。

住居手当の支給の要件に係る公舎等について、家族を居住させるためのものから、世帯の構成員を居住させるためのものに改めます。

そして、小学校及び中学校教員勤務時間条例施行規則です。

1点目は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限について、小学校及び中学校教員勤務時間条例第9条が改正されたところですが、本規則第7条においても、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定いたします。また、要介護者を介護する職員に関し用いられている「親族関係」の語句を、小学校及び中学校教員勤務時

間条例第18条第1項に規定する「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」と改め、職員との「親族関係」のない人物、いわゆるパートナーシップ関係の相手方に関わる諸人物も併せて対象とすることを定めるものとさせていただきます。

2点目につきましては、育児時間の取得要件のうち、配偶者に関するものについて、併せてパートナーシップ関係の相手方を規定いたします。

3点目といたしましては、パートナーシップ関係の相手方等が、その介護のために介護休暇を取得することができる要介護者となるための要件について、規定を整備いたします。本規則第34条第1項第1号の「祖父母」、第2号の「兄弟姉妹」、第3号の「孫」に、第8号の「パートナーシップ関係の相手方」及び第9号の「パートナーシップ関係の相手方の父母」を追加することを定めます。幼稚園教育職員の勤務時間条例施行規則の改正と同様となります。

改正内容の説明は以上でございますが、こちらの当該規則につきましては、一部を改正するに当たりまして、特別区人事委員会の承認が必要となります。令和5年7月14日付5特人委給第179号により承認されたため、本日の教育委員会にお諮りし、議決をいただいた後、交付となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。以前も類似の改定があったかと思うのですが、その際にも確認があったかと思うのですが、パートナーシップ関係についての定義というのは、親規定というか、もともとこうしようというコンセンサスの中で決まっているという理解をしておりますが、それでよいかどうかというのが1点。

もう1点は、これは、私は法律がよくわからない中で気づいた点ではあるのですが、育児休業、育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務のこととか休暇を定めたところで、これはいわゆる育休のことだと思うのですが、「男性職員の育児時間は」と性別によって規定されているのですが、このことが不都合を生じるようなことはないのかなということがちょっと気になりました。

以上です。

指導室長

まず、1点目のパートナーシップ関係の定義でございますけれども、これは中野区のように、各自治体でパートナーシップ条例のほうを定めているところが認めた場合や、または東京都のほうも、こちらのほう認めておりますので、そこに該当するというのであれば、このパートナーシップ関係ということで適用がされるというものでございます。

また、2点目でございますけれども、「男性職員」という形で書かれておりますが、こちらは男女の差というところで、特段何か不都合というところがあるかどうかというご質問ということかと思うのですけれども、現段階で特段何か不都合というのは、把握はしていないところではあるのですけれども、随時特別区人事委員会のほうでも、パートナーシップ関係の条例や規則等、改定が行われていくとは聞いておりますので、またそちらのほうでのいろんな整備が進んでいく際に、本区でもそちらのほうに合わせて、随時変更のほうはしていきたいと考えているところですので、また不備等があった場合は、適切に変更のほうは行っていきたいと考えてございます。

平本委員

詳細なご説明ありがとうございました。

今、伊藤委員のほうからもお話があった点は、今後ご検討いただいたほうがよいのかなと思います。恐らく全般的に「職員」という言葉で書かれているところに、古い規定が残ってしまっているところもあるのかなと思いますので、こちら、条例のほうも見ていかなければいけないのかなと思うのですけれども、パートナーシップを加えたことで、そごが生じる可能性があるところは検討事項かなと思っております。

入野教育長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第28号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局からご報告願います。

子ども・教育政策課長

それでは、教育長及び教育委員の活動報告をいたします。

7月8日、入野教育長が令和5年度中野地区合同進路相談会に出席されました。

また、7月14日、入野教育長、村杉委員、平本委員、伊藤委員、岡本委員が南中野中学校を訪問されました。

報告は以上でございます。

入野教育長

各委員から、補足、その他の活動報告がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

私のほうは、一つは南中野中学校に行ってまいりました。

コロナ禍で子どもたちと直接対面してのやり取りが、機会が本当に制限されていたのですけれども、久しぶりに中学生と会うことができまして、子どもたちも新しく始まった学校生活をととても楽しんでいるなということを思いましたし、本当に大分日常が戻ってきているということも実感しました。子どもたちのほうからも、たくさんの質問や要望事項が出て、普段からいろいろ子どもたちの自主的な活動を大事にしているということ、子どもたちがさらに学校生活をよくするアイデアをたくさん持っているということが実感されました。

それともう一つ、教育委員としての活動ではないのですが、イタリアのボローニャというところで行われました国際学校心理学会というところへ行ってまいりました。44の国と地域から学校心理士やスクールカウンセラーなど、学校の中で心理支援、あるいは心理学を使った研究的な支援に携わる者が集まったのですけれども、驚きましたことは、どの国でもというか、多くの国で、一つは先生方のメンタルヘルスということが大きな問題となっていて、どの国も、突然のオンライン授業であったり、また同僚が辞めていたり、いろいろなことがある中で、先生方のメンタルヘルスが相当深刻な問題となっていて、多くの国で国家予算を出して、そういった先生のサポート、メンタルヘルスのサポートということをしていることもわかりました。

それと、もう一つ驚きましたのが、多くの国で、社会不安の中で、保護者が非常に過保護

になってしまうというか、学校に対して否定的な関わりをしてしまうという事案が増えて
いるというような調査結果がありまして、そのことで子どもたちが自主性を失って、自主
性を失うことによって、自分たちはこういうことができるという自己効力感を失い、その
ことによって、さらにはやる気を失ってしまうという。保護者の方の思いと全く反対の方
向にってしまうわけですけれども、そういったことが調査結果からもはっきりしていて、
どの国でも、そういった保護者が非常に不安感にかられて、学校を攻撃してくるというこ
とが増えていて、それも学校の大きな課題になっているということでした。

そうしてみますと、新型コロナウイルス感染症というのは、それだけ大人に大きな影響
を与えていますので、いわんや子どもはもっと直接的な影響もあったと思いますし、直接
的な影響に加えて、そうした大人の間接的なダメージを受けたことも、すごく大きな影響
があると思いますので、やはりこれから、そこからどう回復していくのかということをか
なり意図的に考えていく必要があるのではないかなということを感じました。

以上です。

村杉委員

南中野中学校の訪問は、生徒たちが熱心に教育委員会について考えて、いろんな質問を
してくださいました。これで少しでも教育委員会のことを理解していただければと思いま
す。また、代表の生徒たちも、一生懸命にスクリーンを使ってプレゼンテーションをしてく
ださいまして、南中ソーランなども動画で見せていただき、大変有意義でした。

私もご報告ですが、先週末に日本夜尿症尿失禁学会というのがありまして、参加してま
いりました。

夜尿症というのは、5歳を過ぎても、週に大体2、3回あるということが大体の定義です
が、今回順天堂の浦安病院の先生方が、浦安市の教育委員会と協力して、夜尿症児の有病率
を出されています。大体6%ということでした。また、大阪の枚方市でも、やはり教育委員
会との合同の調査で9%、私も今まで勉強した中で、大体小学校の5年生くらいで5%く
らいという割合で見られると言われていました。

夜尿症というのは、やはり恥ずかしいという気持ちが強く、ほかの方には言えないので、
表面化してくることはありませんが、でもそれが長引くことで、子どもたちの自尊心とか
にも影響が多くあります。学校の先生方のその学会で、やはり協力が不可欠で、もしそう
いう相談をされたら、早めに医療機関などに相談していただくように勧めていただいたら
いいと。早めに介入することで、治癒率は上がると言われていました。

また、宿泊行事などでも、夜尿症児への配慮、例えば夜中に起こしてくださいと言われた場合には、ほかの子どもたちに気がつかれないように、そっと起こしていただくとか、ご配慮をいただけましたらと思います。

以上です。

岡本委員

南中野中学校に私も同行させていただきました。いつも対話というのですけれども、なかなか生徒さんが本当にどう考えているのかなという場面も多いのですけれども、今回は割と率直なお話を、お考えを伺えたのかなとも思います。

生徒さんたちからの質問に対して、教育委員や事務局の方からの回答もあつたのですけれども、その回答に対して、生徒さん、本当にどう思ったのかなというのも聞きたいなと思いました。聞かれて、返事して終わり、次では、ちょっともったいなかったな。その回答を聞いて、生徒さんが「じゃあこの場合は」とか、「こういうことはできないのか」とか、生徒さんの間でも考えは違うでしょうし、そういうふうには今後は発展していければいいのかなと思いました。

以上です。

平本委員

私も南中野中学校を訪問させていただきました。教育委員として、生徒との対話というのは初めてでしたので、とても楽しませていただきました。ほかの委員の皆様からお話があつたとおり、子どもたちが皆とても自主性を育てているなというふうに感じまして、質問の角度も、こういうことをやってみたいのだけれども、どうしたらいいかというようなものが多かったので、私たちもすごく刺激を受けました。

その結果として思ったのが、ぜひ今回の私たちの対話を通して、今度次年度以降、前回こういう意見を教育委員会からいただいたので、例えばこういうイベントを実施できるように、こういう試みをして実施できましたとか、そういうフィードバックというか、次につながるようなプレゼンテーションが次回見られたら面白いなと思いました。ただ、また同じ学校に行けるわけではないのかなとは思っていますので、何かそういう機会をまたいただけるとよろしいかなと思っています。

以上です。

入野教育長

教育委員会が訪問して対話をするときには、それぞれの学校で、今回の場合は、南中野中

学校の生徒たちのほうから、こういう形にしたいという意見が出て、土台には、生徒たち自身の意見を聞いて、それをもとにお話を進めてもらったという形になっています。

今お話があったように、毎年同じ学校に行くわけではないですし、中学校の場合は3年生とお話することも多いので、次行ったときには3年生はいないという形があったりとか、いろいろあるかと思いますが、いずれにしても、子どもたちがアンケートを1人1台の端末でとって、生徒たちの意見を集約しての会だったようなので、いろんな形で子どもたちの会議ですとか、進め方ですとかというのも大分変わってきているのだなという印象を持ちました。

私も幾つかこの間に出かけましたので、お話をさせていただくと、まず令和5年度の中野地区合同進路相談会でございますが、今年初めて中野区立総合体育館で行うことができました。去年も計画していたのですが、去年はたしか選挙とぶつかったか何かだったと思うのですね。それまでと同様、中野中学校の体育館でやったのですが、今年はさらに規模が大きくなりまして、都立高校が32校、私立高校が22校ブースをつくっていただきまして、メインアリーナのほうには学校別のブースをつくっていただいて、それぞれの高校の先生も大変だったと思うのですが、個別相談に当たっていただきました。サブアリーナのほうは、話を聞きたいという方たちが集中するであろう6校については、サブアリーナで学校ごとの説明がありました。かなり席が足りなくなるぐらいいっぱい来ていらっしゃいました。全体を見ると、中学2年生・3年生の保護者、それから当該生徒合わせて2,000人弱ぐらいが時間の中にはお集まりいただいたのだと思います。

かつては、校長会が主催をしておりましたが、ここ何年間かは中学校PTA連合会のほうが主催をしてくださることになりまして、各学校との連絡も、中学校のPTAの会長さんが連絡をとって来ていただくようお願いをしているというような状況でございます。

終わってからお話を伺いましたら、高校のほうも、こういう場に初めて参加したような高校はありがたかったという話をいただいたということで、「やった甲斐がありました」ということを会長さんはおっしゃっていましたが、中学校PTA連合会のOBの方も、そして有志の方も、いろんなものを学校から運ばなければいけないのですね。パネルですとかいろんなものを全部運んで、それぞれの学校から集めてやる形をとっていますので、相当お力添えをいただけてきたと思います。子どもたちも非常に熱心でしたし、親子で来てお話を聞く姿もすごいなど、私自身も思いました。

不登校のお子さんに対する学校の説明会については、教育委員会のほうが、今年も7月

の末頃には、教育センターのほうで、これも不登校のお子さんたちが通いやすいといいですか、今までも実績があるような学校に来ていただいているので、そちらのほうにお集まりいただけるかなと思っております。

でも、学校に聞きましたら、この説明会のほうにも、いわゆる学校には不登校なのだけけれどということである親御さんもいたということですので、やっぱり子どもたちの将来をみんなで考えるということは大事だなと思います。

これは午後でしたけれど、同じ7月8日の午前中には、明和中学校の「いのちについて考える」ということの道徳授業と併せた学習がありましたので、見学をさせていただきに行ってまいりました。

1時間目は、それぞれの「いのちについて」ということで、道徳の授業でした。2時間目は、助産師会の講演を1年生・2年生・3年生それぞれ段階を追ったお話を聞いて、3時間目は、保護者も地域の方も参加していらっしゃいますので、保護者・地域・生徒を含めた意見交換会ということで、明和中学校は3年間、この助産師会のご協力を得て、命について考えるということをやってきた3年目でしたので、発達段階に応じた様子も見られましたし、3年目の3年生の姿も見られて大変よかったなと思います。子どもたち、男の子からも女の子からもかなり発言があって、出産や育児をどう男性の立場で支えていくかなんていう話が生徒から出たりとか、保護者からはご自分の体験ですとか、自分のお子さんの状況ですとかのお話が聞けて、それぞれかなりいいお話だったなと思っております。

さらに、こここのところいろいろあったのですが、「社会を明るくする運動」も、まさに、前もご報告しましたがけれども、大きな動きと、それからそれぞれの地域での活動が、もとに戻ってきているといえますか、盛んになってきて、7月15日には大きな動きということで、初めてなかのZEROホールで、中野中学校の吹奏楽と、それから去年の「社会を明るくする運動」の作文コンテストを受賞した子どもたちの自分の作品の朗読、そして大妻中野の中高生の合唱ということで全体会が開かれ、もう一つは、私は21回目という「ひまわりコンサート」、上高田地域のものも見てまいりました。ここも私立高校も区立の小学校も、中学校も入って参加して、それぞれがいろいろなことを地域の方とともにやるということだったので、大変有意義だったなと思います。まだ引き続きほかの地域でも、今月も行われる予定でございます。子どもたちがこういう機会に、社会についてとか、自分でやれることについてとか、地域について考える機会をいただけているということは大変ありがたいことだなと思います。

さらに、指導室と一緒に、7月13日には、世田谷区の不登校特例校の分室を見せていただきに行きました。

23区の中には、特例校として、一つの学校を置いているところもあるのですが、分室として、世田谷の場合は「ねいろ」という名前で分室をつくっておきまして、世田谷区立世田谷中学校の分室という形で、旧教育センターになるのでしょうかね、中野区の言い方をすると。その中でできている不登校対応のお子さんのきちとしたカリキュラムを持った中学校という形になります。30人ぐらいが大体来ているかなと。各学年20人ぐらいを予定しているということなのですが、30人ぐらいの子が通ってきておきまして、もちろん中学校ですので、そこの中学校の標準服を着たり、着られない子はそうでなくということもあるのですが、カリキュラムは別カリキュラムなのですが、しっかりと届け出を出したカリキュラムで授業を進めていました。全出席のお子さんも去年もいたということで、様々な子どもたちの学び場の一つとしてはいい方向性かなと思って、いろいろなお話を聞いてまいりました。

教員が、都のほうから5名配置されていることになりますので、ただ本校からはちょっと離れたところにありますから、養護の先生とかというところは心配なところですが、スクールカウンセラーは、区のスクールカウンセラーがいてくださるということですか、様々な利点もあるということでは聞いております。本区も不登校対策は、これからも考えていく方向性があると思いますので、参考にできればなというふうに思っています。

その他、発言がなければ、終了したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「施設使用料の見直し方針（素案）について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「施設使用料の見直し方針（素案）について」、報告をいたします。

施設使用料は、平成19年度に作成いたしました現行方針に基づきまして、3年ごとに改定を行っております。令和3年度改定を延期したため、今回は令和6年度が改定時期となります。

初めに1、現行方針の算出方法でございます。

点線枠内に記載のとおり、改定使用料は、現行料金に改定率をかけて算出をしております。改定率は、原価に性質別負担割合をかけて、現行使用料をもとにした総収入で割って算出したものでございます。原価は、下の枠内の記載のとおりでございます。

施設の性質別負担割合は、2ページの上段の表のとおり、施設の性質によって定めております。また、激変緩和措置といたしまして、引き上げ率の上限を現行使用料の1.5倍、現行料金が100円の場合は、2倍としております。

それでは2、見直し方針（素案）をご説明いたします。

受益者負担の適正化、民間施設との代替性や他区類似施設との比較、使用料算定・徴収事務の効率化、利用者にわかりやすい使用料とする観点に基づきまして、現行方針を次のとおり見直すこととしております。見直し項目は、全部で7点あります。

1点目は減価償却費の減額、2点目は性質別負担割合の変更、3点目は即時改定の廃止、3ページをごらんいただきまして、4点目は見直し改定期間の変更、5点目が10円単位の施設使用料の取り扱い、ここまでは4月、前回ご報告した考え方から変更はございません。

6点目、スポーツ施設における料金区分でございます。

前回の考え方では、1時間以内と2時間以内が同金額になる可能性があったため、1時間以内の区分のみに整理いたしました。2時間利用する方につきましては、1時間以内の2倍をお支払いいただくこととなります。

7点目は、前回検討中としておりました入場料を徴収する場合の利用料金の設定について、入場料を徴収しない場合の1.5倍とすることといたしました。

3、スポーツ施設の半額措置の取り扱いでございます。

こちらも考え方から変更した点でございます。前回は半額措置適用後の金額に改定率をかけて新たな使用料を算出し、新たな軽減策は設けないこととしておりましたが、次々回の改定時に相当上昇することが推察されたため、見直しを行いました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機といたしました現行の半額措置につきましては、令和6年6月末で終了いたしますが、資料の3(1)に記載の背景から、新たな軽減策といたしまして、スポーツ施設使用料の50%減額を実施することといたします。

実施期間は、令和6年7月1日から当面の間実施することといたしまして、次回の使用料見直しの時期に合わせて、改めて検討してまいります。

続きまして4、算定対象予定施設でございます。

算定対象予定施設は 67 施設、1,370 区分です。

4 ページごらんいただきまして 5、試算結果でございます。

実際の令和 6 年度改定では、令和 4 年度決算数値をもとに算出いたしますが、令和 3 年度決算数値を用いて、見直し方針（素案）をもとに使用料を試算したところ、枠内の記載の結果となっております。各施設の個別の試算額につきましては、別添のとおりですので、後ほどごらんください。

6、改定時期につきましては、令和 6 年 7 月 1 日施行を予定しております。

7、意見交換会等の実施でございますけれども、見直し方針（素案）に対しまして、区民や関係団体からご意見をお聞きしていく予定となっております。

最後 8、今後の予定でございます。

7 月に意見交換会を実施いたしまして、9 月には案に対するパブリック・コメント手続を経まして、令和 6 年 7 月に施行する予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がございましたらお願いいたします。

村杉委員

詳細なご説明ありがとうございました。

少しお伺いしたいのですが、他区は料金的にはどのようなところにあるのか。もし、おわかりになる範囲で、中野はどのくらいの位置にあるのか教えていただけましたらと思います。

子ども・教育政策課長

全ての施設を調べているわけではございませんけれども、集会室というところで、他区と比較いたしますと、この料金ですと若干中野区は低くなっていると、このような状況でございます。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の 2 番目「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について」の報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは、「旅館業の営業許可に係る意見の申出状況」につきまして、報告をいたします。
旅館業法第3条第4項の規定に基づきまして、保健所長から教育委員会のもとに対しまして、従前の例によりまして意見の申し出をいたしましたので、その状況についてご報告をさせていただくものでございます。

令和5年4月から6月にかけて、旅館・ホテル営業につきまして1件ございました。
別紙をごらんください。

申請地等でございますけれども、申請地は中野区中央4丁目でございます。

申請者は、個人でございます。

営業種別は、旅館・ホテル営業。

名称は、「OKAERI 中野」でございます。

客室及び定員は、1室5名。

学校との距離は、桃花小学校から110メートルというものでございます。

なお、本件申請につきましては、令和元年10月に意見を申し出た旅館ホテル営業について、経営者の変更があったことから、改めて行うものでございます。

資料の1ページに戻っていただきまして、教育委員会からの意見の申し出につきましては、記載のとおり、1から3について意見の申し出をしているものでございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

平本委員

今のご説明ですと経営者の変更に伴う、また次の営業許可ということで、もしおわかりであれば教えていただきたいのですが、過去もこの地域では、きちっと施設環境の維持と運用ルールや利用ルールが決められていて、特段ルール、きちっと守られていたので、大きな問題なく来ていたというような理解でよろしいのか。わかれば教えてください。

子ども・教育政策課長

特段こちらのほうに何か問題があったというような報告は来ておりません。

伊藤委員

いろいろな意味での校区での安全性とか、こちらのほうの意見にも書かれておりますけれども、環境というふうなことがございますので、110メートルということで、隣接ということではなく、比較的離れてはいるのかなとは思っておりますけれども、今後も子どもたちの

安全な環境が守られるようお願いできればと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「令和4年度中野区子どもの権利救済委員活動報告書について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは、現在子ども教育部のほうで取り組んでおります中野区子どもの権利救済委員の活動報告書につきまして、資料に沿ってご報告、情報提供させていただきます。

中野区子どもの権利に関する条例に基づきまして、子どもの権利救済委員、通称子どもオンブズマンと申しますが、の令和4年度の職務の実施状況を報告書として取りまとめました。

1番、活動報告書でございますが、こちらについては、別冊をごらんいただけますでしょうか。

4枚ほどおめくりいただきますと、目次がついておりまして、こちらの目次としまして、全体としましては、ローマ数字ⅠからⅤまでの構成となっておりますが、本日はⅠの制度の概要、Ⅱの活動状況の部分を中心にご説明いたします。

まずは、制度概要でございます。4ページの2番、子どもオンブズマンでございますが、(1)子どもの権利条例に基づき、子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるために設けられており、(2)地方自治法に基づく区長の附属機関でございます。(3)アからカを担当職務としております。

5ページの(6)にございますとおり、現在3名の方を子どもオンブズマンとして任命しております。

7ページ、相談から解決までの流れを記載しておりまして、制度としては2段階となっており、1段階目として、子ども等からの相談を受けて、助言・支援として、子どもにとって最もよいことを一緒に考えるとともに、調査・調整として、何が問題なのかを調べたり、子どもの代弁者として関係者に働きかけるなどを行い、解決を図ります。

2段階目としまして、申し立てなどがされた場合につきましては、要請・意見の表明として、改善を求めたり、制度改善等を提案するといったところでございます。

次に、活動状況でございますが、13 ページの 1 番、相談状況でございます。(1)新規相談の状況としまして、令和 4 年 9 月 1 日の相談室の開設から、令和 5 年 3 月 31 日までの期間におきまして、26 件の相談がございました。

(2)①相談者の属性としまして、子どもが発見、子ども以外、大人・関係機関が 17 件でございました。

14 ページ、②相談者が子どもの場合の所属としましては、小学 4 年生が最も多く、3 件でございました。

③相談室を知ったきっかけとしましては、インターネット、学校で知ったというケースが多いという状況でした。

15 ページ、④初回相談の手段としましては、電話が最も多く利用されました。

⑤相談の対象となる子どもの所属でございますが、小学 4 年生、5 年生が最も多く、ほぼ全ての年齢層の子どもについての相談がございました。

16 ページからは(3)相談内容、17 ページには(4)相談対応の方法、18 ページからは(5)相談対応の状況、20 ページからは 2 番、関係機関への連絡、調整活動が記載されてございます。

22 ページからは 3 番、事例報告となりますが、こちらは子どもオンブズマンがどのような活動を行うものなのかを周知することを目的に作成しているものでございます。こちらは後ほどお読み取りいただければと思います。なお、令和 4 年度につきましては、申し立てに基づき、要請・意見の表明に至った事例はなく、助言・支援や調査・調整活動のみでございました。

最初の報告資料にお戻りいただきまして、2 番、今後の予定でございますが、活動報告書につきまして、区ホームページに掲載のほか、子ども総合窓口やすこやか福祉センター等で公表を行っております。

報告内容については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

詳細なご説明ありがとうございました。新しく始まったことですが、今年度どうだったかということがよくわかりました。

一つお聞きしたいのですが、お差し支えない範囲で構わないのですが、すこやか福祉セ

ンターとの連携が多かった理由などが、もしお話しいただける範囲で、何かわかればと思
いました。

以上です。

子ども政策担当課長

すこやか福祉センターにつきましては、子どもから高齢者まで、一貫して地域の中で見
守る・支えるという施設でございまして、そういった観点から、子ども相談室ともやり取り
することが多く、例えばすこやか福祉センターから、逆に気になるような方についてご案内
してもいいかというような問い合わせがあり、つないでいただくこともありますし、相
談室の側から、すこやかのほうにつないでいくということもございました。

平本委員

子どもオンブズマンの仕組みがきちんと機能していることがわかりまして、とてもよい
報告になっているなと思いました。

二つ意見があるのですけれども、1点目は、まずこの報告書自体もとても充実したもの
にさせていただいておりますし、文章も子どもが読む場合も想定して、オンブズマンの皆様
がメッセージなど書いてくださっているのかなと思いますので、本当にシンプルな1枚程
度のものでよいので、子どもに、こういうオンブズマンという制度があって、例えばこう
いう相談も来ているので、何かあったらぜひ相談してくださいというような形で、発信と
いうか、広報になるようなものにまとめていただくことでもよいのかなというのを一つ思
いました。

もう1点なのですけれども、やはり相談できる場所の選択肢は、多数あるとよいかと思
いますし、中身を見ますと、教員との関係に関する悩みなどは、逆に言うと、学校には相談
しにくいので、こういった相談先があるとよいのかなというのを、中身を見て思いました。

ただ、その後、調整とか調査が必要になったり、代弁者としての関係者への働きが必要に
なる場面では、子どもの権利とか秘密を守りつつも、早期に学校につないだり、相談をした
ほうがよいケースも中にはあろうかと思っておりますので、そこは子どもの秘密にしてほしいと
いう気持ちはもちろん尊重しつつも、事例に応じて、きちんとした解決につなげるような
仕組みは、今後事例を積み重ねていくことになるかなとは思っておりますけれども、そういっ
て点でも、事案の分析とか今後に活かしていく方法というのは、検討していただけるとよ
ろしいかなと思います。

以上です。

岡本委員

「はじめに」にある子どもオンブズマンの3人の方々のお話、どれも本当にとっても共感いたしました。ぜひ、学校関係者初め多くの方々に、子どもと関わるとはどういうことなのかということを知るためにも、読んでいただければとも思った次第です。

質問がありまして、相談状況で、子ども以外で母親からの相談が12件あったとありますけれども、子ども以外からの相談があるということは、実際にもう想定されていらっしやっただことなのか。また、こういった子ども以外からの相談についても、子どもからの相談と同様に、しっかりと対応されることはもう前提となっているのか。このあたりについて、教えてください。

子ども政策担当課長

こちらの子ども相談室につきましては、子どもに関する相談を受け付けるということで、当初のほうから立ち上げているものでございまして、ただ子どもの代弁者ですので、まずは子どもがメインのターゲットとしつつも、子どもに関係する相談であれば、その子どもの関係者、保護者であったり、近隣の方であったり、関係機関であったりが相談できるというようなところは、もともと想定したところになりまして、そういった形で周知をしているものでございます。

子ども本人ではなくて、例えば保護者等から相談があった場合も、基本的な考え方は変わらなくて、子ども自身がどうしたいかという視点に立って、解決を図っていくといったようなところでございます。

村杉委員

広報の方法ですが、もしよろしければ、医師会などにも、ポスターみたいなものをいただければ、小児科を標榜している先生方にも、ご協力いただけるかと思っておりますので、お願いいたします。

伊藤委員

一つ感じたことなのですけれども、相談ということも重要という反面、まだまだ周知ということにも課題があるのかなと感じました。ですので、相談の窓口があるということも含めて、それ以前に、どうしてこういうオンブズマンということが必要なのか。また、子どもの権利ということをどう考えていくべきかということ、これからも継続的に広報・啓発していただけるといいのではないかと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について」、説明をさせていただきます。

報告内容でございますが、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に規定する令和4年度の管理及び執行状況についての内容となります。

別紙をごらんください。

初めに、区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務でございます。

(1)につきますは、幼稚園教育職員の初任者研修についてでございます。

区内の教育センター等における研修は年間3回、そして2泊3日の宿泊研修を予定しておりましたが、こちらは残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、宿泊研修は中止といたしまして、教育センターにて、1日を2回とした代替研修を実施してございます。その他、東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修を、半日を1回として10回以上実施、また園内におきましても、研修を10日以上実施してございます。

公立幼稚園の中堅教諭等資質向上研修につきますは、該当なしで、実施をしてございません。同じく(2)にございます区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関することにつきますしても、該当はございませんでした。

それでは、2番目の東京都教育委員会が任命する職員の勤務時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務でございます。

(1)は区立小中学校に置かれる主任等を命ずることでございます。教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、研究主任、進路指導主任ということで書いてございます。これら

は、括弧内で人数を示しておりますが、当該の主任の担当する公務を整理する主幹教諭を置くときは、これらの主任を置かないことができるようになってございますので、この括弧内の人数につきましては、主任教諭または教諭の先生方の数となっております。

続きまして(2)でございます。こちらは、区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員に欠員等が生じた場合における会計年度任用職員の採用に関することでございます。

昨年度は、件数は4件、合計424日となっております。内容といたしましては、都費の事務職員の病気休暇に関する欠員等に伴う会計年度任用職員の採用、また養護教諭の病気休暇による欠員等に伴う会計年度任用職員の採用でございます。

3ページをごらんください。

(3)です。こちらは、初任者研修の実施に関することでございますが、市町村立学校職員給与負担法、いわゆる給与負担法というものの第1条がここにお示しをされております。

こちらは、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例から引用したものでございます。こちらに、給与負担法の第1条を書くことによりまして、対象者が都費負担の教員であること、また旅費の支給を含め、実施に関わるもろもろについて、区が処理をするために書かれているものでございます。

それでは、初任者研修の内容についてでございますが、区立の教育センター等における研修を年間10回、また課題別研修、これは半日を1回として6回以上、そして区内における研修ということで、授業に関する研修が120時間以上、授業以外の研修として年間60時間以上となっております。

また、先ほど幼稚園教諭のときにもご説明させていただきました宿泊研修でございますが、こちらは残念ながら中止となっておりますので、教育センターにて代替研修を実施いたしました。

また、1枚おめくりいただきまして(4)でございます。こちらは、中堅教諭等資質向上研修でございます。

教育センター等における研修を8単位、課題別研修を6単位となっております。こちらも半日を1単位としてございます。

内容は、令和2年度、3年度の対応を生かしまして、集合研修だけでなく、動画視聴を行ったり、課題提出をする研修を行ったりということで、内容のほうも工夫をして実施してございます。

対象の先生方ですが、在職期間が10年に達した教員が対象となっております、教職経

験年数が11年目から13年目の間に選択をして受講するとなっております。

(5)でございます。こちらは、新規採用の養護教諭研修でございます。

昨年度は、3名が該当しております。区立の教育センター等における研修を年間4回、また東京都教育委員会が実施する東京都教職員研修センター等における研修を年間6回以上、そして夏季集中研修ということで、こちらも東京都教職員研修センター等における研修でございますが、全部で4回を2日間で実施となっております。また校内における研修としましては、年間105時間以上の研修を実施しております。

(6)でございます。新任の教務主任研修及び主幹教諭研修の実施でございます。こちらは、年間1回実施する研修となっております。

本来は、新任の主幹教諭が対象となっておりますが、主幹教諭に求められる役割等を徹底するため、全主幹教諭を対象に、研修会をオンラインにて実施いたしました。

(7)でございます。非常勤講師の任免に関することでございます。

昨年度は、社会の力活用事業による特別非常勤講師を任用いたしました。区内小学校で1校、令和5年の1月から2月までの期間に任用し、小学校1年生・2年生を対象に、体育の授業を延べ42時間実施いたしました。

最後、(8)でございます。区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関するものでございます。昨年度は、ようやく全小中学校で宿泊行事を予定どおり実施することができました。

ご報告は以上となります。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊藤委員

コロナ禍等で大変だった中ですが、宿泊行事も実施することができたり、あと、いろいろな工夫によって、研修会なども開かれたことが確認できて、ありがたいことだなと思いました。

特に、教員研修につきましては、教員免許状更新講習というものがなくなったり、あとその反面、いろいろな教育課題がすごくスピードを上げて移り変わってくる。新しい課題が出てくるという状況がございますので、ぜひ研修について、充実を今後も図っていただけたらいいなと感じました。コメントです。

以上です。

岡本委員

伊藤委員のご発言につなげてなのですけれども、本当に多くの教育課題がありますので、新しいことを学んでいただく機会は本当に必要だと思いつつ、すごくたくさん研修をされていらっしゃるって、先生方、ただでさえご多忙な中でやらされていると思っていないかなというの、正直心配になりました。

決まっていることなので、やらなければいけない研修もあると思うのですけれども、その中でも、せめて先生方が意欲を持って取り組めるような方法なりを工夫していただければなと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

初任者研修なども、私が知っている時代よりは3分の1以下になっていますし、それに今一緒に参加させていただいたりすると、研修方法も講義を聞くだけという研修ではなくなっていますので、そういう面ではいいかななんて思いますけれど、引き続き、工夫していってもらいたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

本報告は終了いたします。

最後に事務局から、次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますけれども、8月4日午前10時からとなります。開催場所でございますけれども、区役所7階、第8・9・10会議室となります。

7月28日の定例会は休会でございます。なお、8月4日までの間、教科用図書の採択に向けた協議を進めてまいります。

以上でございます。

入野教育長

それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第25回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時03分閉会